

○財務省告示第三百七号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、令和三年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和元年十二月財務省告示第百八十三号）は、同日から廃止する。

令和二年十二月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 アメリカ合衆国通貨 一ドルにつき本邦通貨一〇八円
- 二 英国通貨 一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一三七円
- 三 欧州経済通貨統合参加国通貨 一ユーロにつき本邦通貨一二二円
- 四 オーストラリア通貨 一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨七三円
- 五 カナダ通貨 一カナダ・ドルにつき本邦通貨八〇円
- 六 シンガポール通貨 一シンガポール・ドルにつき本邦通貨七八円
- 七 スイス通貨 一スイス・フランにつき本邦通貨一一三円
- 八 スウェーデン通貨 一スウェーデン・クローネにつき本

邦通貨一一円

九 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨三四四円

十 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 一香港・ドル
につき本邦通貨一四円

十一 デンマーク通貨 一デンマーク・クローネにつき本邦
通貨一六円

十二 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネにつき本邦
通貨一一円

十三 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一五四円

十四 アラブ首長国連邦通貨 一ディルハムにつき本邦通貨
二九円

十五 チェコ通貨 一〇〇コルナにつき本邦通貨四六一円

十六 ニュージールランド通貨 一ニュージールランド・ドルに
つき本邦通貨六九円

十七 サウジアラビア通貨 一リヤールにつき本邦通貨二九
円

一八 インド通貨 一〇〇ルピーにつき本邦通貨一四六円